

第7回慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN） 再々更新審査要項

1. 認定の更新について

日本腎不全看護学会が関連学会*¹と合同で認定する慢性腎臓病療養指導看護師*²の水準の高い看護実践の質を維持、向上するため、本会は認定更新制を施行する。慢性腎臓病療養指導看護師は、認定後5年毎の更新審査を受けなければならない。ただし、認定更新制度は「再々更新」をもって終了する。

*1 日本透析医学会・日本腎臓学会・日本移植学会・日本泌尿器科学会・日本腹膜透析医学会

*2 慢性腎臓病療養指導看護師：平成29年度より、「透析療法指導看護師」から名称変更

2. 更新資格

- 1) 日本国の看護師の免許を有すること(准看護師は不可)
- 2) 認定資格を有する5年間、継続して日本腎不全看護学会正会員であり、慢性腎臓病療養指導看護師であること
- 3) 認定資格を有する5年間に通算3年以上、病院、クリニック、保健福祉施設、訪問看護ステーション、保健所、教育機関等の施設で慢性腎臓病患者の療養生活支援業務に従事*³していること。常勤・非常勤・パートの別および勤務時間数は問わない。

*3 腎センターや血液透析施設等の専門領域に所属していることを求めているわけではない。
所属先にかかわらず、慢性腎臓病患者の療養生活支援を行っていることを求める。
- 4) 認定資格を有する5年間に、認定ポイントを70ポイント以上取得していること
- 5) 指定要件の研修を受講していること

3. 申請手続き及び必要書類

本会ホームページより、CKDLN認定審査・更新審査申請システムにアクセスし、申請を行う。以下の項目について、CKDLN認定審査・更新審査申請システムのフォームに入力あるいは書類をスキャンした画像データをアップロードする。書類をスキャンできる環境にない者は、スマートフォンなどで撮影した画像データのアップロードも可とする。不鮮明な画像の場合は、再提出を求める場合もある。

【申請に入力・アップロードが必要な項目】

- ◇ 会員番号・会員情報管理システム(SOLTI)パスワード
- ◇ 氏名、現住所
- ◇ 勤務先施設名／所属部署名／所在地
- ◇ 慢性腎臓病療養指導看護師認定証(画像データをアップロードする)
- ◇ 主な職歴
 - ・現在から遡って規定年数を満たすまで入力すること
 - ・慢性腎臓病看護領域実務年数が明確になるように入力すること
- ◇ 取得した認定ポイント／ポイント取得の証明資料(「4.更新資格の認定ポイントについて」参照)
 - ・申請の際、70ポイント以上の入力は不要(ポイント合計の端数は70ポイントを超えて入力可)
- ◇ 指定要件の研修を受講した証明資料

※重要な通知を確実に届けるため、メールアドレスの変更や転居、転属、退職等した場合は、ただちに会員情報管理システム(SOLTI)にて登録情報を変更すること。

4. 更新資格の認定ポイントについて

1)ポイント要件

本学会が認めた学会・研修への参加や発表、論文掲載など、自己研鑽の実績が70ポイント以上に達していることが必要。5年以内に取得したポイントを有効とする。ポイントは、ホームページに公開されている日本腎不全看護学会認定ポイント一覧を参照すること。

2)ポイント取得の証明資料について

(1)学会や研修等への参加の証明

- ・参加証・受講証・修了証等をスキャン(または撮影)し、画像データをアップロードする。
- ・証明資料には、①学会・研修等の名称、②開催日、③本人氏名が明記されていること。

(2)学術集会等での発表の証明

- ・抄録等をスキャン(または撮影)し、画像データをアップロードする。
- ・証明資料には、①学会・研究会名、②発表年月日、③演題名、④本人氏名が明記されていること。

(3)講演や講義、座長、事例提供者の証明

- ・依頼文書・プログラム・抄録等をアップロードする。
- ・証明資料には、①講演・講義・プログラム等の主催者名、②年月日、③講演・講義・プログラム名、④本人氏名が明記されていること。

(4)学会誌論文掲載や執筆の証明

- ・別刷やコピー等をアップロードする。
- ・証明資料には、①掲載書誌名、②出版年月、③題名、④本人氏名、⑤文字数(学会誌論文掲載の場合は不要)が明記されていること。

(5)資格の証明

- ・認定証をスキャン(または撮影)し、画像データをアップロードする。

3)ポイント換算に関する注意事項

資格認定について、年の途中から認定期間が開始する場合は、開始年のポイント算定を認める。年の途中で認定期間が終了する場合は、終了年のポイント算定を認めない。

例) 2016年9月1日～2019年8月31日の場合:2016年は算定可能、2019年は算定不可

4)その他

証明資料に必要事項が明記されていない場合、審査対象外になる。

5. 指定要件の研修受講について

1)指定研修について

認定資格を有する5年間に、下記研修をそれぞれ1回以上受講していること。

- ・トピックス研修
- ・CKDLN研修

2)治療選択特別研修について

6講座すべてを受講修了していること。

6. 認定再々更新審査について

- 1) 申請書類の審査を行い、「認定再々更新承認」、「認定再々更新保留」、「認定再々更新承認不可」のいずれかに判定される。
- 2) 申請書類に不備がある場合は「認定再々更新承認不可」と判定されるので、後述の「7. 申請に必要な提出書類確認事項」を用いて必ず確認すること。
- 3) 申請期間
2025年4月1日(火)～4月17日(木)9時まで
※例外は一切認められないため、期限を厳守すること。
- 4) 申請期間中に CKDLN 認定審査・更新審査申請システムより審査・登録料 10,000 円をクレジット決済にて支払う。一度納付された審査料は返金しない。
- 5) 審査の結果は、2025年7月上旬頃にEメールにて通知する。
- 6) 認定再々更新の承認を得られた方に、認定証を送付する。

7. 申請に必要な提出書類確認事項

申請に不備がないよう、申請前に以下の項目を確認すること。

項目	確認事項	確認
申請者情報	① 必要事項の入力	
	② 慢性腎臓病看護領域実務経験年数(3年以上)の入力	
認定ポイント	① 70ポイント以上を入力していない	
	② 70ポイントは5年以内に取得したものである	
	③ 証明資料には、必要事項が明記されている	
指定要件の研修	受講した証明資料をアップロードした	
審査・登録料の支払い	申請システムより審査・登録料(10,000円)をクレジット決済した	

【問い合わせ先】

一般社団法人日本腎不全看護学会 事務局 CKDLN 認定窓口
E-mail: g045dln-info@ml.gakkai.ne.jp